

## 令和5年度第4回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月18日(火)  
午前9時30分～午前10時55分  
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 17 名  
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	欠席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外4名

傍聴人1名

## 令和5年度第4回総会

(開始時刻 9時30分)

### 事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は1名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第4回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号13番、伊田喜弘委員と、議席番号15番、藤本康洋委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、現況地目は、畑でございます。面積は436㎡、位置図は4、5ページ、公図は6ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北西へ約5.2kmに位置している農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で通作も困難となった譲渡人の要望に、弟である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、季節野菜等を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、現況地目は、畑でございます。面積は817㎡、位置図は7、8ページ、公図は9ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から北東へ約3kmに位置している農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、軽トラックで通作いたします。

なお、譲受人は、以前から必要な手続きをすることなく、申請地を耕作しており、譲受後も、引き続き、大根や白菜等の野菜を栽培する予定です。

贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、畑2筆、合計面積は2,221㎡、位置図は10、11ページ、公図は12、13ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から北東へ約3.1kmから3.2kmに位置している農地で、■■番■■は、農業振興地域内白地の農地で、残りの2筆は、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、ゆずを栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は、1,804㎡、位置図は14、15ページ、公図は16ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉田支所から北東へ約3.4kmに位置している農業振

興地域内の農用地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田6筆、畑、6筆で、合計面積は8,736㎡、位置図は17ページから20ページ、公図は21ページから29ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本福江駅から北東へ約800mに位置しております。■■番■■は、過去に農業公共投資の対象となった農地で、■■番■■、■■番■■、■■番■■、■■番■■の5筆は、農業振興地域内の農用地、残りの6筆は、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、ネギや大根等の野菜を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきましては、議席番号14番、私、山田が報告をいたします。

14番山田です。7月3日農業委員2名と事務局1名で現地調査いたしました。

申請概要は事務局から説明のあったとおりです。高齢により耕作が困難になった譲渡人が弟である譲受人に譲渡するものです。贈与による所有権の移転です。

申請地は国道沿いに面し野菜から花木、果物に至るまで栽培管理が十分に行き届いておりました。何ら問題はないものと思います。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番から4番の案件につきましては、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

### 河本隆一委員

11番の河本です。去る7月7日、事務局1名、農業委員2名で現地を確認してまいりました。この3件については、譲渡人は同一人物でございまして、現在は住居がある地元に離れており、農地もそのまま後継者もないということで、この三人の方に譲渡するという案件でございました。

まず、2番の件ですが、                    ある自宅からここに通ってくる譲受人の方は、小さな畑を2枚ほど持っておられます。農機具倉庫も揃えており、野菜を作って、地元の市場等に出しているそうです。現在まで、正式な許可を受けずに口答で依頼して、この農地で野菜を作っていたということでございます。それで今回、許可を受けて、野菜を作って、販売をしていくということで、農地は守られるようです。

3番は地元の方で、お願いされて畑をしておりました。今後は草を刈ってユズを植えたい、いずれはユズ畑にしたい、と夫婦で頑張っていきたいということでしたので、譲渡人も安心されたのではないかと思います。

4番は、元々譲受人の方はこの農地を米作りに利用されており、現在も利用されており、お米を作っておられます。ということで、そのまま受け継いで、贈与を受けるということでございます。

それぞれの農地が、このようにして継続していくということは、非常に良いのではないかと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきましては、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

5番の田崎です。7月6日、委員2名と事務局2名で現地を確認に参りました。事務局の説明のとおりで、申請地は山陰本線福江駅と農免道路の間に点在しており、農地はほとんど休耕地となっておりました。

農地を譲渡したい譲渡人は高齢で耕作が困難なため、義理の甥である譲受人に譲渡することとし、譲受人は作物の増産を図るため農地を取得することとしたものです。

現在、譲受人は約50アールの農地で生産活動を行っております。農機具も完備しており、営農計画もしっかりしていることから、下関の農業の担い手として頑張ってくれることと思います。

贈与による所有権の移転です。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り、採決をします。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番から5番につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

審議にあたり、本来であれば、1番から8番までをお諮りするところですが、6番の案件につきましては、日程第3、議案第3号の1番と密接に関連した案件となっておりますので、議案第3号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書30ページをお開きください。1番、本案件は、令和5年度第2回総会議案第3号6番にてご審議いただき、申請地からの雨水

の放流方向及び放流先に疑義が生じ、保留となっていた案件で、この度、土地利用計画図の訂正がなされたことから、改めてご審議いただくものでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は35、36ページ、公図は37ページ、土地利用計画図は38ページ。参考までに、第2回総会時の土地利用計画図を39ページにお示ししております。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所小串支所から、北東へ約860mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる太陽光発電設備の設置で、既に、譲受人はグループ会社の法人と、再生可能エネルギー電気に関する売買契約を締結しております。

申請理由は、脱炭素社会の実現を進めるため、送電線が近くに位置しており、日当たりも良好な申請地を選定し、太陽光発電設備の設置を計画したもので、高齢で耕作ができない譲渡人が、譲受人の要望に応じ、脱炭素社会に貢献するもので、売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高く、汚水の発生はなく、表面雨水の大部分は、申請地内で浸透し、一部の表面雨水が、隣接地、私の公衆用道路に放流されますが、土地所有者からの承諾書は、添付されていません。

事務局において、県、県から国にも、確認をいたしました。承諾書の添付は、必須ではないとの回答があり、また、何か対応が必要な場合には、土地所有者と協議し、誠実に対応する旨が申請書に追記されておりましたので、事務局は、支障なしと判断いたしました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

30ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は40、41ページ、公図は42、43ページ、土地利用計画図は44ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から、北東へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、農家住宅でございます。申請理由につきましては、実家からも近く、父親が所有している申請地を選定し、農家住宅の建築を計画したもので、借

受人の要望に父親である貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

なお、本案件は、令和5年6月13日付で、都市計画法適合証明書が交付されており、開発許可を要しないものでございます。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高く、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、農業用排水路に放流されますが、土地改良区の地元運営委員長及び運営委員に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

なお、本案件は、無断転用案件で、農地法の許可なく、令和5年5月頃に、量水器等が設置されていたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書31ページをお開きください。3番、4番は、関連案件となっておりますので、合わせてご説明いたします。

本案件は、令和5年度第3回総会議案第3号3番、4番にて、ご審議いただき、土地利用計画図に図示されている水路の設置箇所に疑義が生じ、保留となっていた案件で、この度、土地利用計画図が再提出されたことから、改めてご審議いただくものでございます。なお、水路の設置個所に疑義が生じないよう、土地利用計画図には、計画高や地盤高が追記されています。

それでは、ご説明いたします。3番の転用目的は、国から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、太陽光発電設備を設置するもので、4番は、3番の太陽光発電設備の設置に必要な、工事用進入路を整備するものでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は45、46ページ、3番の公図は47、48ページ、4番の公図は49ページ、3番の土地利用計画図は50ページ、4番の土地利用計画図は52ページをご覧ください。なお、参考までに、第3回総会時の土地利用計画図を51、53ページにお示ししております。

申請地は、下関市役所小月支所から、北東へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

3番の申請理由につきましては、申請地周辺は、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、農業に従事してお

らず、農作業の委託先も見つからない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

また、4番の申請理由は、3番の太陽光発電設備の設置工事に必要な進入路が確保出来ないことからこの度の計画に至ったもので、借受人が要望し、貸付人が応じたものでございます。

3番は、売買による所有権の移転となっており、4番は、使用貸借による権利の設定となっております。

どちらの案件も一体利用地がございしますが、法定外公共物の加工部分と使用部分のみで、施工等に必要の申請書が全て提出されており、確保は確実で、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には、行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地周辺には、隣接した農地が一部ございますが、申請地内に水路を整備する計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の新設水路から農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、4番の案件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後1箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書32ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は54、55ページ、公図は56ページ、土地利用計画図は57ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、南東へ約1.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、既に、譲受人は、小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、土地の面積も広く、周辺に高い建物の建築も想定されておらず、日射量や価格面等検討した結果、この度の計画に至っ

たもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には、行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、申請地内の既存水路から、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられま

す。  
総会議案書は、33ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は58、59ページ、公図は60ページ、参考までに開発の求積図を61ページ、土地利用計画図は62ページをご覧ください。なお、本案件は、大規模な計画となっておりますので、A3判の関係資料も合わせてご覧ください。

本案件は、申請地18筆で内、14筆が、1筆の土地の一部転用となっておりますが、以前は、所有権移転を伴う申請については、あらかじめ分筆を行った上で申請することを画一的に求めておりましたが、令和4年3月31日付け、国の「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」の通知において、農地転用許可に関しては、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できるのであれば、あらかじめ分筆を行わなくても当該許可をすることは可能であること。」と示されましたので、14筆が、一部転用申請となっております。

申請地は、下関市役所勝山支所から、北東へ約1.3kmから1.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地25区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地は、幹線道路に近く、市街化が進む勝山地区に位置しており、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な、各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供す

ることが確実であると判断しております。

一体利用地は、市道及び法定外公共物のみで、施工に必要な各申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

なお、本案件は、住宅の建築工事費が3棟分のみの計上となっておりますが、同地区においては、既に事務局も過去の販売実績等の情報を把握しており、同地区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、妥当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地には、隣接した農地がございますが、擁壁等を設置し、法面は、芝張りを行う計画となっております。

汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、新設の道路側溝から河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等の条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書は、34ページをお開きください。8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は63、64ページ、公図は65ページ、土地利用計画図は66ページをご覧ください。

本案件は、7番の造成工事に必要な資材置場の整備を現場に隣接している申請地に計画したもので、借受人の要望に、各貸付人が応じたものでございます。使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地は、7番の申請地のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地に放流されますが、借受人が計画している造成工事の現場であり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後3箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられません。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席9番の石田です。1番の案件について補足説明をいたします。7月6日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

この案件は、事務局の説明通りに5月の第2回総会の議案書にあがったもので、土地利用計画図に誤りがあり、保留になった案件です。売買による所有権の移転で、非フィット太陽光発電施設を設置するものです。

現地は、海の近くで、周辺は遊休地に囲まれ、一部に太陽光発電施設の設置があり、日当たりの良い平地で、譲渡人は高齢で耕作ができない為、譲受人で法人の発電事業者の要望に応じたものです。

汚水はなく、雨水は自然流下で公衆用道路の側溝へ放流となっています。

第3種農地であり、周辺に影響がないので問題はないと思われまます。

ご審議の程、よろしくお願ひします

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

5番の田崎です。7月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。事務局の説明どおりです。

申請地は安岡蒲生野地区にあり、北運動公園近くの集落の中にある第2種農地です。

借受人は花きと水稻の栽培する専業農家で、下関の農業の担い手として頑張っています。借受人は両親を看るために実家の近くに住宅を建てたいと、貸付人である父親に申し出て、貸付人がこの要望に応えたものです。

使用貸借による権利の設定です。申請に必要な書類も添付されており、致し方のないものだと思います。借受人のこれからの農業が楽しみです。

ご審議の程、よろしくお願ひします

### 議長（山田会長）

続きまして、3番、4番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

### 新久保克己委員

議席2番の新久保です。3番と4番の案件につきまして、現地調査の結果を報告します。7月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

この案件は、先ほどの事務局の説明のとおりで、6月の第3回総会で保留された案件で、今回計画を一部変更し、再申請されたものであります。

3番の案件ですが、申請内容は前回同様、譲渡人は市外に居住し、農作業の委託先も見つからないため、太陽光発電施設を計画した譲受人に売買により譲渡するものであります。

前回の申請では、雨水を申請地内の新設水路から、東側の農業用排水路に放流する計画でしたが、申請地内に高低差があり、西側の申請地が低いため雨水の放流が出来ないと思われ、保留となったものであります。今回は、新設水路を法肩から法尻に変更し、更に新設水路から農業用排水路に放流する溜柵の位置を前回より下流に変更するものであります。今回、土地利用計画図には、側溝の計画高が記載され、問題ないと思います。

次に4番の案件ですが、前回同様、譲受人は3番の太陽光発電施設の建設工事に必要な進入路を整備する計画に、譲渡人が使用貸借に応じたものであります。

隣接する農地の雨水対策として土水路を設け、道路側溝に放流するものであります。また、譲受人から原状回復誓約書が提出されており、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

### 岩本憲慈委員

17番の岩本です。5番の案件についてご報告します。過ぐる7月6日に、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請内容の詳細につきましては、事務局から説明があったとおりです。譲渡人は、申請地を耕作しておらず、今後の維持管理が困難で、利用予定もないことから、譲受人の要望に応じたものです。

土地利用計画の内容は、計画面積や内容について、過去の申請と比較しても妥当であると判断しており、土砂の流失に関して問題はなく、雨水の放流について

も確保されていることから、問題はないものと判断をしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、7番、8番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

5番の田崎です。7月6日、委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。詳細は事務局の説明のとおりです。

申請地はほとんどが耕作放棄地になっており、周囲には住宅やスーパーなど生活に必要な施設が揃っており、すぐ傍をJR山陽本線と長案線が並行して走っております。譲受人が幹線道路近くで利便性も高く、住宅の需要が見込まれることから、特定建築条件付売買予定地25区画を整備するものです。

耕作も管理もできない譲渡人10名が譲受人の申し出に応じたもので、農地区分は第2種農地です。申請に必要な書類も添付されておりました。

続きまして、8番の案件について申し上げます。7月6日、委員2名、事務局2名で現地確認に参りました。詳細は事務局の説明のとおりです。

これは、借受人が隣接する7番の案件の造成工事に伴い、資材置き場として一時的に使用するものとして、貸付人に申し出たもので、貸付人2名は耕作も管理もできないため、借受人の要望に応じたものです。期間は、許可後3カ年までに原状回復するとなっております。

よろしくご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、1番から5番及び7番、8番については「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって1番から5番及び7番、8番については「許可」とすることと決しました。

なお、議案第2号、7番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴

取を行った後に許可とすることとします。

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」をお諮りします。併せて、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の6番についてもお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。議案第2号6番と、議案第3号1番は、同一案件となっております。

総会議案書、73ページと74ページをお開きください。この度、73ページの土地利用計画図を、74ページの土地利用計画図に変更するにあたり、新たな5条許可申請書と、事業計画変更承認申請書が提出されたものでございます。

総会議案書、32ページをお開きください。議案第2号6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は1,144㎡、位置図は68、70ページ、公図は72ページ、土地利用計画図は74ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線宇賀本郷駅から南東へ、約150mに位置している「第3種農地」となります。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、店舗の敷地拡張でございます。

申請理由につきましては、当初の計画では、地元自治会所有の隣接地を、店舗への進入路として利用する計画としておりましたが、諸事情により、利用することが困難になったことから、進入路及び駐車場の整備を目的に、店舗の敷地拡張を行うもので、管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。なお、この度の申請に伴い、一体利用地の利用計画についても一部変更がなされております。

本案件は、売買による所有権の移転となっており、一体利用地は、議案第3号1番の申請地と、法定外公共物の加工及び使用部分のみで、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、見切りを設置する計画となっております。

申請地からの汚水の発生はなく、雨水のみ既存の土水路から、農業用排水路に放流されますが、地元農事組合の組合長にも説明がなされており、一体利用地からの汚水の処理方法及び雨水の放流先については、前回の計画から変更はな

いことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、令和4年12月頃から、農地法の許可なく、申請地内の一部を、工事車両の進入路として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、67ページをお開きください。議案第3号1番、変更理由は、議案第2号6番の申請に伴い、土地利用計画を変更し、工事の期間延長を行うものでございます。

変更前の公図は71ページ。変更後の公図は72ページ。変更前の土地利用計画図は73ページ。変更後の土地利用計画図は74ページとなります。

なお、本件については、議案第2号6番と同時承認といたします。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

議案第3号1番及び議案第2号6番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席9番の石田です。7月6日に委員2名、職員2名で現地を確認しました。

議案2号6番と議案3号1番の案件は同一案件で、令和4年12月の総会で承認された案件です。飲食店を建設していたが、当初予定していた進入路が使用できなくなり、代わりの進入路を探していたところ、進入路及び十分な駐車場も確保することができる用地が見つかったため、期間延長と土地利用計画書の変更承認申請を行い、新たに5条許可申請で、売買による所有権の移転を行い、店舗の敷地拡張するものです。

73・74ページの土地利用計画図のとおり、進入路及び、バス1台、従業員用6台、来客用20台の駐車場を確保できる土地の譲渡しに応じてくれたもので、譲渡人は高齢であり、管理に苦慮していたところ、譲受人から買い受けたいとの申し出があり、応じることにしたものです。

なお、今回申請の農地を土地所有者の承諾のみを得て、工事車両の進入路として使用していたので、始末書が出されています。

汚水は合併浄化槽で農業用排水路へ、雨水は、溜枡から自然流下で農業用排水路へ放流となっています。

第3種農地でもあり、やむを得ないと思われれます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」を原案のとおり「承認」とすること、並びに議案第2号6番の案件について、農地法第5条第1項の規定による「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書75ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は1,721㎡で、申請地の位置図は77、78ページ、公図は79ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線湯玉駅から、南東へ、約700mに位置する土地でございます。

令和5年7月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございました。

議案書にも記載しておりますが、申請地内に一部灌木は、確認できましたが、大部分は、雑草等で、第5条（3）イ、「山林に隣接し、一部に灌木等が繁茂するなど今後林野化が想定されるもの」にも該当しないと判断しております。

本案件は、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と判断しました。

75ページに戻りまして2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、面積は7,52㎡で、申請地の位置図は80、81ページ、公図は82ページをご覧ください。

申請地は、昭和48年に分筆された農地で、JR山陰本線福江駅から南東へ約

150mに位置する土地でございます。

令和5年7月6日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行い、申請地の位置も確認できました。

本案件は、現況認書交付事務取扱要領第5条(4)ア「公共事業や周辺開発に伴う残地」に該当するため、「非農地」と判断しました。

75ページに戻りまして3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆、面積は272㎡で、申請地の位置図は83、84ページ、公図は85ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約200mに位置する土地でございます。

令和5年7月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございます。

現況認書交付事務取扱要領第5条(5)ウ「周辺が宅地化されて孤立したもの」に該当するため、「非農地」と判断しました。

総会議案書76ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆、畑2筆、合計面積は809㎡で、申請地の位置図は86、87ページ、公図は88ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東へ約1.6kmに位置する土地でございます。

令和5年7月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございます。

■■■■番への通路である赤線も、竹等が繁茂した状況で、申請地は、至ることが困難な土地でございます。

現況認書交付事務取扱要領第5条(5)ア「至ることが困難なもの」に該当するため、「非農地」と判断しました。

■■■■番■■■は、一部に竹等が繁茂しており、現況認書交付事務取扱要領第5条(3)イ「山林に隣接し、一部に灌木等が繁茂するなど今後林野化が想定されるもの」に該当するため、「非農地」と判断しました。

■■■■番■■■は、竹等が繁茂しており、現況認書交付事務取扱要領第5条(3)ア「概ね灌木等が繁茂しているもの」に該当するため、「非農地」と判断しました。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、4番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

#### 石田安男委員

議席9番の石田です。1番及び4番の案件について補足説明をいたします。

7月6日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。

1番については、20年以上前から耕作を行っていない農地ではあるが、一部に小さな灌木はあるものの、大部分はカヤ等の雑草でおおわれていました。農地として管理可能と判断しました。

4番は3筆あり、                    について小面積で、すでに山林化しており申請地に至ることができない状態で非農地と判断しました。

                    の          は山林と隣接し、竹や灌木が繁茂していました。                    の          も竹等が繁茂していて今後林野化が想定され、3筆とも農地としての復元は無理と考え、非農地と判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

#### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

#### 田崎育子委員

5番の田崎です。7月6日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請地は雑木が繁茂し、手が付けられないものでした。面積も7.52㎡の狭小、不整形な土地でした。公共事業や周辺開発に伴う残地でもあり、全員一致で非農地と判断しました。

#### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

#### 新久保克己委員

2番の新久保です。3番の案件について、現地確認の結果を報告します。

7月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名、職員2名で現地確認を行いました。

申請地は、住宅地に囲まれた一角で、空家に接し、雑草が繁茂していました。雑草を刈り取れば、復旧が可能と思われそうですが、非農地として認定する場合の基準として、「周辺が宅地化されて孤立化したもの」に該当いたします。さらに、現地確認した3名が、周囲の状況、形状等、総合的に考慮し非農地として判断をいたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、1番については、「農地」とし、2番から4番については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

#### 新久保克己委員

はい。

#### 議長（山田会長）

新久保委員どうぞ。

#### 新久保克己委員

2番の新久保です。この農地判断につきまして、確認といたしますか、質問なのですが。

冒頭に会長がこの度の水害で被害が甚大であったと申されましたが、農地に土砂等が流入した場合の非農地判定の判断基準、これは現況確認書交付事務取扱要領に定めてあるかと思いますが、この度の災害で非農地判断の申請があったのか、の一点。また土砂流入はそれぞれで、まちまちであると思いますが、その場合の判断基準をこれから示すことが必要ではないかと思いますが、これらについて、回答いただければと思います。

#### 議長（山田会長）

事務局、お願いします。

### 事務局（岡本事務局主任）

お答えします。この度の災害によります、事務局の方に非農地証明が出せないかどうかの報告、意見等は受けておりません。今後、申請、相談等がありましたらご相談させていただきたいと思います。

基準ですが、今要領にあるものしかございませんので、県若しくは県から国へ照会させていただきたいと思います。

### 議長（山田会長）

新久保委員、よろしいですか。

### 新久保克己委員

はい。

### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書89ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年8月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、90ページから92ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年8月1日公告予定分）」をご覧ください。

別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ごさい

ませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定及び下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書93ページをご覧ください。先月総会で一部改正のご承認をいただいた選任に関する要綱を元に、農政専門委員会にてご検討をいただき、本総会に上程となりました、下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項と最適化推進委員候補者評価基準を定めた（案）でございます。

関係資料の右肩に「議案第6号関係資料」と書いた資料をご覧ください。1番は募集人数で、40人です。2番は任用期間で、令和9年2月21日まで。3番は身分で、下関市の特別職の非常勤職員となります。4番は主な職務内容を記載し、5番で委員報酬、2万2千円。6番は推薦を受ける者及び応募する者の資格について、を記載。7番は推薦及び応募に係る手続きなどで、募集期間は7月31日から9月8日としておりますが、もしも期限内に定数を満たさなかった場合、再募集では、9月9日からひと月程度、10月6日くらいまでを期限と、致します。8番に推薦に関する注意事項、9番に選任方法、評価委員会について記載しております。10番に「農業委員会等に関する法律施行規則」第12条の定めによる情報の公表で、その公表内容。11番に問い合わせ先、事務局について記載しております。

次に推進委員の担当区域、及び推薦及び応募に係る提出書類の様式をつけております。こちらは前回と変わりはありませんが、各様式の方に評価時に参考となる「普及指導員経験者等」についての欄を加えております。

次の資料をご覧ください。最適化推進委員候補者評価基準(案)でございます。候補者の評価にあたっての基準とする事項を定めたもので、推薦の場合の評価する順番。推進委員としての能力や見識を評価することの内容。担当区域内に居住している者を評価すること。高齢化や女性委員の少なさから、60歳未満や女性を評価すること。推薦理由、応募理由、抱負などから熱意や、識見を総合的に評価すること。などとしております。こちらの内容も、基本的には前回と同じですが、今回、黒丸の下から2番目に「女性を評価する」ことが新たに加わっております。

以上で、ございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 下関市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定及び下関市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価基準の制定について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

### 議長（山田会長）

以上、審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第7「報告第1号」から、日程第20「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

### 事務局（中川事務局主幹）

ご報告いたします。総会議案書94から100ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、26件ございました。

101ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

102から103ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、6件ございました。簡易な事項についての処

理に関することにより専決により承認いたしました。

134から135ページ、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

136ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、通知を交付いたしました。

137ページ、報告第6号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

138ページ、報告第7号「許可指令書訂正申出書について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

139から140ページ、報告第8号「農地造成計画変更届について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

150ページ、報告第9号「農地造成期間延長願について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

156ページ、報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

157から169ページ、報告第11号「令和5年度第2回総会議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についての一部訂正について」ですが、令和5年度第2回総会議案第7号において「意見なし」と議決した案件につきまして、受け手の都合により配分する農地に変更がございましたので報告いたします。当初、132筆、258,391㎡を予定しておりましたところ、34筆、71,589㎡の配分となりました。詳細につきましては、総会資料の158ページから169ページでご確認ください。

なお、この度配分を受けなかった農地につきましては、令和5年12月に配分を受ける見込みとなっておりますことを申し添えます。

170から171ページ、報告第12号「農地の転用事実に関する証明について」は9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について、既に、農業委員による現地確認が終了しており、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

172、173ページ、報告第13号「農地法第5条第1項による許可案件の

現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

1番の案件にいて、ご報告いたします。6月21日に、譲受人が来庁され、資材置場等の写真を差し出し、計画通りに、造成工事を行い、資材置場として利用している。農業委員会は何か、誤解をしているのではないかと、この主張でございました。譲受人が途中で、退席されましたので、詳細については、不明ではございますが、事業が完了しているとのことでございましたので、完了報告書の提出についての、督促状を送付しております。

174ページ、報告第14号「令和6年度下関市農業施策に関する意見書の提出について」ご説明いたします。最後にお付けしております、「報告第14号関係資料」をご覧ください。これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項にもとづき、下関市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。

今年の1月から2月に農業委員及び農地利用最適化推進委員に行ったアンケートをとりまとめ、多かったご意見を参考に、意見書案を作成いたしました。6月の農業振興専門委員会にてご検討いただき、ご了承をいただいたところです。アンケート結果を整理したものを、意見書の後ろにお付けしております。図がカラーでないので分かりにくいですが、aから時計回りの順です。

それでは、意見書の内容に沿って説明させていただきます。最初に、意見書に係る背景として、厳しさの増す本市での農業経営の状況について、現状と課題を記載しております。次からを「下関市農業施策に関する意見」としております。

「1. 新規就農者・担い手確保の市の独自支援について」は、新規就農者の定着を支援するため、初期の経済的負担や不安対策に地域の新規就農サポーター制度などの新規就農の定着支援対策の拡充の必要性を訴えるご意見を反映いたしました。

「2. 鳥獣被害防止対策の強化について」は、捕獲対策として、捕獲数の拡大並びに生息域の拡大防止対策の強化拡充。防護対策として、防護柵の設置予算の確保並びに令和4年度から実施されている柵の補修事業の継続の必要性を訴えるご意見を反映いたしました。

「3. 生産コストの高騰に対する支援について」は、令和3年の下落後からも、いまだに厳しい状況の米価格に、燃料や生産資材などの価格高騰が収まる気配が見えない中で、これらに対する、小規模農家を含めた支援対策の必要性、並びに市独自の支援策の必要性を訴える「その他の施策」で頂いたご意見を採り入れております。

提出ですが、8月25日に市長へ、山田会長と田崎会長職務代理者のお二人から提出していただく予定としています。

以上でございます。

**議長（山田会長）**

事務局からの報告が終わりましたが、ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第4回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 10時55分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....